

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)執行要領(以下「要領」という。)第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

平成31年2月18日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 清水 敏男

記

1 概要等

(1) 入札対象

ア 件名	環境分析業務委託
イ 場所	新河岸川水循環センター(和光市新倉地内)他4箇所
ウ 期間	契約確定の日から平成32年3月16日まで
エ 概要	新河岸川水循環センター他4箇所に関する環境関連法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づく排ガス調査、ダイオキシン類調査、臭気調査及び作業環境調査、各業務一式

(2) 入札手続の方法

要領の規定による。

(3) 最低制限価格

有(最低制限価格未滿の入札をした者は、この入札における以降の入札に参加できません。)

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 期間

平成31年2月20日(水)午前10時00分から

平成31年2月26日(火)午後4時00分まで(必着)

(2) 提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 2階事務室

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

平成31年3月1日(金)午後1時30分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 3階会議室

4 この業務委託の入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査(建設業者に限る。)を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(4) 平成29・30年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿の設計・調査・測量に登録されていること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 公告日から落札決定日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(7) 公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(8) 大気中に含まれる物質の濃度、水又は土壌中に含まれる濃度に係る計量証明事業所として登録し、計量証明を事業として行う部門を有すること。

(9) 臭気測定業務従事者(臭気判定士)に業務を実施させる部門を有すること。

(10) 作業環境測定機関として登録し、粉じん、及び有機溶剤の作業環境測定を事業としている部門を有すること。

(11) 大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る特定計量証明事業者認定制度(MLAP)を受け、かつ、特定計量証明事業所として登録し、計量証明を事業としている部門を有すること。

ただし、この部門を有していない場合は、再委託可能とする。再委託者は、上記の特定濃度に係る認定及び登録があり、計量証明を事業としている部門を有するものとする。

(12) 現場代理人

本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める業務委託」の対象とする。なお、兼務を認める委託の対象及び条件は、「現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱い要領」によるものとする。

5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

6 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

平成31年2月19日(火) 午前10時00分から

平成31年2月22日(金) 午後4時00分まで

(2) 質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を公社ホームページで公表する。

7 現場説明会

開催しない。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

金額は消費税及び地方消費税を含まないものとする。(契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。)

(2) 入札金額見積内訳書

要領様式第6号を作成し、提出する。

(3) 入札回数

ア 再度入札は3回まで行うことができる。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

要領第16条の規定による。

(5) その他

ア 一度提出した入札書及び入札金額見積内訳書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。

ウ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

エ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ その他要領第20条に該当する入札

9 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を、入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第14条第2項に規定する参加資格者の確認の際に入札執行者に提示する。

入札保証金振込口座

銀行名	埼玉りそな銀行県庁支店
口座名義	公益財団法人埼玉県下水道公社
種類	普通預金
口座番号	4630836

(3) 上記(1)のアに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法
原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限
平成31年3月1日(金)午後1時30分まで(入札開始前まで)

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。

ア 平成28年4月1日から公告の日までに国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と締結し履行した契約金額が300万円以上の業務委託契約2件について、その契約書の写し及び完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。

イ 当公社と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

10 支払い方法

完了検査終了後一括精算

11 埼玉県において、平成31年度予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。

12 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 庶務担当 大山

電話番号 048-466-2400

FAX番号 048-466-2401

公益財団法人埼玉県下水道公社における 環境分析業務委託の前年度との主な変更点等

●ダイオキシン類調査に係る業務の再委託及び再委託に係る必要な書類

- (1) 平成 31 年度から受注者が大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類に係る特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) 及び計量証明事業登録を有しない場合、これらの認定及び登録を有する業者に、再委託可能とする。
- (2) 計量証明事業者 (受注者) が再委託契約を締結した際は、以下の書類を提出すること。
 - 1) 再委託承諾申請書 ((委託関係) 様式第 4 (1) 号)
(請負契約書の写し又は覚書の写し又はそれらと同等の書類、再委託者の特定濃度の計量証明事業登録書の写し、特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) の写しを添付)
 - 2) 履行体制に関する書面 ((委託関係) 様式第 4 (2) 号)
 - 3) 実施計画書に再委託者の事業規程、再委託者の特定濃度の計量証明事業登録書の写し、特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) の写しの添付。

●ダイオキシン類測定の実行者 (A 社) と再委託者 (B 社) の再委託分担

- (1) A 社がサンプリングを行い、B 社が分析を行う場合 (一部外注)
B 社がサンプリング工程を外注または持ち込み試料の受入可能と事業規定に定めている場合に限る。外注、持ち込みいずれの場合も B 社は A 社宛てに計量証明書を提出し、A 社から公社に報告書を提出する。

例 1) B 社が A 社をサンプリングの外注できる業者として事業規定に定めている場合は、B 社が A 社にサンプリングを外注し、B 社は計量証明書に A 社がサンプリングした旨の記載をすることで計量証明書が発行できる。(計量証明書にサンプリングを実施した A 社の名称及び所在地を記載)

例 2) B 社が事業規定により、持ち込み試料として計量証明書を発行できる場合、A 社は、持ち込み試料を B 社の受入れ基準に満たさなければならない。(計量証明書にサンプリングを実施した A 社の名称及び所在地を記載)
- (2) B 社がサンプリングを行い、B 社が分析を行う場合 (全て外注)
B 社の事業規定により、B 社がサンプリングから分析まで行う。B 社は A 社宛てに計量証明書を提出し、A 社から公社に報告書を提出する。